	令和5年度 第3回清須市教育委員会定例会 会議録
開催年月日	令和5年6月16日(金)午前9時30分開会
開催場所	清須市役所南館 3 階大会議室
出席委員	教 育 長 天 埜 幸 治
	委 員 髙 山 智 司
	委 員 太 田 光 則
	委 員 上 田 恭 子
欠席委員	委員(教育長職務代理者) 後 藤 小百合
本定例会に	教 育
説明のため	教 育 部 参 事 浅 井 努
出席した者	学校教育課長瀬尾光
の職・氏名	生涯学習課長 大沼賀敬
	スポーツ課長 髙山 敬
	学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛
	学校教育課主幹神谷 貢
	学校教育課課長補佐 小崎充代
	学校教育課総務係長 山内裕二
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について
	日程第2 第2回定例会会議録の承認について 日程第3 専決第18号 専決処分した事件(清須市立学校開放施設運営委員会委員
	日住第3 号次第10万 号次処分した事件(信須用立子校開放施設連呂安貞云安貞 の委嘱)の承認について
	日程第4 同意第5号 清須市教育委員会外部評価委員の委嘱について
	日程第5 議案第4号 夏季休業中における学校閉校日の実施案について
会議録署名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。
委員の氏名	髙山智司委員 上田恭子委員

議事の経過

〇 開会

天埜教育長

おはようございます。

只今の出席委員数は4名です。過半数の出席がありますので、只今から令和5年度 第3回清須市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりでございます。

ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は、挙手により教育長を通してお願いいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

天埜教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、髙山 委員と上田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 第2回定例会会議録の承認について

天埜教育長

日程第2、令和5年度第2回定例会会議録の承認についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(学校教育課長 举手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾でございます。

それではお手元の令和5年度第2回清須市教育委員会定例会会議録の案 をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、開催日時は、令和5年5月10日、水曜日、午前9時30分開会でございました。

出席委員につきましては、天埜教育長ほか4名の方全員の出席でございます。説明のため出席した者は、教育部長ほか、8名の教育部職員でございました。日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2、令和5年第1回定例会会議録の承認、日程第3、専決第16号 専決処分した事件の承認から日程第8、同意第4号 清須市立幼稚園評議員の委嘱についてまで、それぞれ承認及び同意をいただき、会議録としてまとめさせていただきました。1ページから8ページまでとなりますので、ご確認をお願いいたします。

天埜教育長

これより、内容確認のために少し時間を取った後、質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより、採決を行います。第2回定例会会議録については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

「全員挙手〕

挙手全員です。従って、第2回定例会会議録については、原案のとおり承認されました。

この定例会閉会後、髙山委員と太田委員におかれましては、会議録にご署名をお願いいたします。

日程第3 専決第18号 専決処分した事件(清須市立学校開放施設運営委員会委員の委嘱)の承認について

天埜教育長

日程第3、専決第18号、「専決処分した事件(清須市立学校開放施設運営委員の委嘱)の承認」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(スポーツ課長 挙手)

スポーツ課長。

スポーツ課長

はい、スポーツ課長の髙山でございます。

専決第18号、「専決処分した事件(清須市立学校開放施設運営委員会委員の委嘱)の承認」について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和5年6月16日提出。清須

市教育委員会教育長、天埜幸治。

1枚はねてください。令和5年4月1日付け専決処分書です。

清須市立学校開放施設運営委員会委員の委嘱について、清須市教育委員会 教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決 処分したものです。

1枚はねていただき、別紙をご覧ください。

清須市立学校開放施設運営委員会委員の委嘱について、年度が変わるタイミングで退任、または、変更により委嘱者が変わる事態となったため、前任者の残任期間となる令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする委嘱を専決処分したものです。

なお、委嘱したものは、スポーツ推進委員からは3名、学校体育主任は1 名です。

以上でございます。ご承認よろしくお願いいたします。

天埜教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第18号、「専決処分した事件(清須市立学校開放施設運営委員会委員の委嘱)の承認」については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第18号、「専決処分した事件(清須市立学校開放施設運営委員会委員の委嘱)の承認」については、原案のとおり承認されました。

日程第4 同意第5号 清須市教育委員会外部評価委員の委嘱について

天埜教育長

日程第4、同意第5号、「清須市教育委員会外部評価委員の委嘱」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾でございます。

同意第5号、清須市教育委員会外部評価委員の委嘱について。清須市教育委員会外部評価委員に別紙の者を委嘱する。令和5年6月16日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市教育委員会外部評価委員設置要綱(平成21年清須市教育委員会告示第28号)第3条の規定により、清須市教育委員会外部評価委員を委嘱するために必要があるからです。1ページおめくりいただきまして、委嘱者一覧でございます。教育委員会の活動を継続して、評価いただくため、2名のうち1名は、昨年度と同様の方で、佐藤益江氏。新たに、松永良雄氏を委嘱したく提案いたします。いずれの方も元校長であり、教育に関する識見が十分にあると判断いたしました。任期は令和5年6月16日から令和6年3月31日までであります。よろし

くお願いいたします。

天埜教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。同意第5号「清須市教育委員会外部評価委員の委嘱」については、原案のとおり同意することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第5号「清須市教育委員会外部評価委員の委嘱」については、原案の通り同意されました。

日程第5 議案第4号 夏季休業中における学校閉校日の実施案について

天埜教育長

日程第5、議題第4号、「夏季休業中における学校閉校日の実施案」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(教育部参事 举手)

教育部参事。

教育部参事

はい。教育部参事の浅井でございます。

議案第4号、夏季休業中における学校閉校日の実施案について。上記の議案を提出する。令和5年6月16日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、夏季における電力消費の削減や教職員の多忙化解消の一環として、夏季休業中の行事をもたない期間を学校閉校日とする取組を実施するために必要があるからです。

1枚おめくりください。実施期間につきましては、令和5年8月9日水曜日から、令和5年8月15日火曜日までの期間でございます。

もう1枚おめくりください。保護者宛の案内文書になっております。1学期終了前までに保護者宛に送付することを予定しています。

以上です。よろしくお願いいたします。

天埜教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第4号「夏季休業中における学校閉校日の実施案について」については、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員举手]

挙手全員です。従って、議案第4号「夏季休業中における学校閉校日の実

施案」については、原案の通り可決されました。

〇 閉会

天埜教育長

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。 これで、令和5年度 第3回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前9時45分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 天 埜 幸 治

署名委員 髙山智司

署名委員 太田光則